

練馬区障害者グループホーム運営支援事業実施要綱

平成 19 年 6 月 15 日

19 練福障第 10139 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領（平成 21 年 5 月 21 日 20 福保障居第 3985 号。以下「都要領」という。）に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を行う事業所（以下「グループホーム」という。）のうち、次条に定めるものの運営に係る経費等の助成を行うことにより、グループホームの安定的な運営を図り、もって障害者の地域社会における自立生活を支援することを目的とする。

(対象)

第 2 条 この要綱の対象となるグループホームは、つぎに掲げるものとする。

(1) 滞在型グループホーム（以下「滞在型」という。）

法第 36 条第 1 項の規定に基づき東京都知事または八王子市長による指定を受けたグループホーム（次号の通過型として指定を受けたものを除く。）

(2) 通過型グループホーム（以下「通過型」という。）

都要領に基づき、通過型として指定を受けたグループホームであって、対象者および事業内容によりつぎのいずれかに該当するもの

ア 精神障害者を主な対象とする通過型

イ 知的障害者を主な対象とする通過型

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(支援事業の内容)

第 3 条 区長は、つぎに掲げる助成を行うものとする。

(1) 運営費の助成

(2) 夜間支援体制に対する助成

(3) 家賃助成

(4) 施設借上費の助成

(5) 通過型に対する助成

(6) 精神科医療連携体制に対する助成

(運営費の助成)

第4条 運営費の助成は、グループホームを運営する事業者（以下「事業者」という。）に対して行う。

2 運営費の助成の額は、月単位で算定し、練馬区から法に基づき共同生活援助の支給決定を受け、グループホームに入居している者（以下「入居者」という。）1人につき、別表第1に定める日額単価に次項に定める支援を行った日数（以下「基準日数」という。）を乗じて得た額とする。

3 基準日数として算定できる日は、入居者に対してつぎの支援を行い、サービス提供記録にその支援内容を記録した日とする。ただし、これらの支援を行う旨をあらかじめ個別支援計画に記載している場合に限る。

- (1) 日常生活支援
- (2) 食事提供支援
- (3) 介護等支援
- (4) 入院時における病院等との連絡調整等支援
- (5) 帰宅時における家族等との連絡調整等支援
- (6) その他入居者に対する支援

(夜間支援体制に対する助成)

第5条 夜間支援体制に対する助成は、都要領に基づき夜間支援体制の認定を受けた事業者が夜間支援を行った場合に行う。

2 夜間支援体制に対する助成の額は、月単位で算定し、入居者1人につき、別表第2に定める日額単価に基準日数を乗じて得た額から、国給付費額（夜間支援等体制加算（Ⅰ）または夜間支援等体制加算（Ⅱ）分に限る。）を控除した額とする。

(家賃助成)

第6条 家賃助成は、入居者（精神障害者、第2条第2号イに規定する通過型に入居する知的障害者および生活保護受給者を除く。第10条において同じ。）が支払った家賃の一定額について行う。

2 家賃助成の額は、別表第3の基準により算定した額とする。

(施設借上費の助成)

第7条 施設借上費の助成は、事業者が負担した、入居者（精神障害者または第2条第2号イに規定する通過型に入居する知的障害者に限る。）の居住する居室の借上費の一定額について行う。

2 施設借上費の助成の額は、別表第4の基準により算定した額とする。

(通過型に対する助成)

第8条 通過型に対する助成は、通過型の事業者に対して行う。

2 通過型に対する助成の額は、つぎのとおりとする。

(1) 通過型（運営費）加算

ア 通過型（運営費）加算は、月単位で算定し、入居者（精神障害者または第2条第2号イに規定する通過型に入居する知的障害者に限る。以下この項において同じ。）1人につき、別表第5の1の表に定める日額単価に基準日数を乗じて得た額を助成する。

イ 練馬区の区域内のグループホーム（以下「区内グループホーム」という。）に限り、練馬区または他の区市町村から法に基づき共同生活援助の支給決定を受け、グループホームに入居している者が退去した場合、1人につき、別表第1に定める「第4条第3項第4号、第5号、第6号（区分1以下）」の欄の日額単価および別表第5の1の表に定める日額単価に、退去した日から3か月を経過した日の属する月の末日までの日数をそれぞれ乗じて得た額の合計額を助成する。

(2) 通過型（施設借上費）加算

通過型（施設借上費）加算は、居室等の借上費の一定額について、別表第5の2の表の基準により算定した額をつぎのとおり助成する。

ア 入居者が入院した場合における居室の家賃、更新料および礼金（区内グループホームに限る。）

入居者が入院し、6か月以内に退院が見込まれる場合は、入院した日から起算して6か月を経過した日の属する月の末日または入居者が退院し通過型の利用を再開する日の前日のいずれか早い日まで助成する。

イ 練馬区または他の区市町村から法に基づき共同生活援助の支給決定を受け、グループホームに入居している者が退去した居室の家賃、更新料および礼金（区内グループホームに限る。）

退去した日から起算して3か月を経過した日の属する月の末日または新たな利用者が入居する日の前日のいずれか早い日まで助成する。

ウ 交流室の家賃、更新料および礼金（区内グループホームに限る。）
交流室1室分を助成する。

（精神科医療連携体制に対する助成）

第9条 精神科医療連携体制に対する助成は、都要領に基づき精神科医療連携体制の認定を受けた事業者が入居者（精神障害者に限る。次項において同じ。）に対し支援を行った場合に行う。

2 精神科医療連携体制に対する助成の額は、月単位で算定し、入居者1人につき、別表第6に定める日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。

（助成金の支給）

第10条 第3条に掲げる助成（家賃助成に限る。）を受けようとする入居者は、家賃助成申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

2 区長は、入居者に対する家賃助成を適当であると認めるとき、または不適当であると認めるときは、家賃助成承認・不承認通知書（第2号様式）により入居者に通知するものとする。

3 前項の規定により家賃助成の承認を受けた入居者は、家賃助成金請求書（第3号様式）により助成金を区長に請求しなければならない。

4 第3条に掲げる助成（家賃助成を除く。）を受けようとする事業者の代表者は、都加算請求書（第4号様式）に関係様式を添えて、助成金を月ごとに区長に請求しなければならない。この場合において、都加算請求書には、介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第170号）附則第2条第1項に規定する訓練等給付費等明細書および提供した共同生活援助の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

5 区長は、前2項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(補助の条件)

第11条 第3条第1号、第2号、第5号および第6号に規定する助成は、助成の対象となるグループホームごとに、つぎの各号の条件をいずれも満たしている場合に助成するものとする。

(1) 福祉サービス第三者評価の受審

ア 福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く。）を受けた事業所については、指定日から3年間は適用しない。

ウ 受審が完了せずに3年を経過した場合は、起算日から3年を過ぎた月から受審が完了した月までのサービス提供分について、助成を受けることができない。

(2) 外部研修等受講

事業者は、ユニットごとに、勤務している世話人または生活支援員のうち1人以上が、年に1回以上外部研修等を受講するよう努めるとともに、つぎの条件を満たすこと。

ア 前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人または生活支援員が、当該グループホームを運営している法人以外の者による外部研修等を受講すること。この場合において、「一定数以上」とは事業年度の前年度の4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）とし、また、「外部研修等」とは運営法人以外の者が当該グループホームの事業所外または事業所内で実施する研修であり、主として障害理解に関する内容の研修とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く。）を受けた事業所については、指定日を含む年度およびその翌年度は適用しない。

ウ イの規定を満たさない場合は、翌年度のサービス提供分について助成を受けることができない。

(3) 書類の保存

前2号に係る書類を5年間保存すること。なお、前2号に係る書類について、練馬区から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年3月5日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年8月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年11月26日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

付 則（平成23年9月22日23練福障第10483号）

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則（平成25年3月31日24練福障第11288号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日26練福障第10124号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年7月13日27練福障第10343号）

この要綱は、平成27年7月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成27年9月30日27練福障第1191号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付 則（平成29年3月6日28練福障第10685号）

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 6 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の練馬区障害者グループホーム支援事業実施要綱第 2 条第 4 号の規定により施行の日の前日まで助成を受けていたものへの助成については、なお従前の例による。

付 則（平成 31 年 1 月 31 日 30 練福障第 11739 号）

- 1 この要綱は、平成 31 年 1 月 31 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 3 条第 6 号および第 9 条の規定は、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の第 4 条第 2 項および第 8 条第 2 項第 1 号の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後の運営費の助成について適用し、同日前の運営費の助成については、なお従前の例による。

付 則（令和 3 年 3 月 25 日 2 練福障第 12052 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区障害者グループホーム運営支援事業実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和 3 年 6 月 11 日 3 練福障第 10249 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 11 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区障害者グループホーム運営支援事業実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和 6 年 7 月 30 日 6 練福障第 10505 号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和 6 年 7 月 30 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 改正後の練馬区障害者グループホーム運営支援事業実施要綱第 4 条第 2 項、第 8 条第 2 項、第 10 条、第 11 条および別表第 1 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の運営に係る経費等の助成について適用し、同日前の運営に係る経費等の助成については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際、改正前の練馬区障害者グループホーム運営支援事業実施要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和 7 年 3 月 24 日 6 練福障第 11467 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

運営費の助成

入居者 1 人当たりの日額単価（滞在型・通過型共通）

（令和 6 年 4 月 1 日以降）

（単位：円）

類型	配置区分	人員配置体制加算	障害支援区分等	都加算日額単価							
				1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地	5 級 地	6 級 地	7 級 地	その他
介護 サ ー ビ ス 包 括 型	4 対 1 相 当	I	第 4 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号								
			区分 6	1, 706	1, 922	1, 977	2, 140	2, 248	2, 465	2, 628	2, 790
			区分 5	1, 564	1, 736	1, 779	1, 906	1, 992	2, 164	2, 292	2, 420
			区分 4	1, 397	1, 542	1, 578	1, 687	1, 759	1, 903	2, 011	2, 120
			区分 3	1, 147	1, 266	1, 295	1, 384	1, 444	1, 563	1, 652	1, 740
			区分 2	1, 139	1, 224	1, 244	1, 308	1, 350	1, 434	1, 497	1, 560
			区分 1 以下	187	266	285	344	384	462	521	580
		III	個人ホーム ヘルプ（区 分 5）	0	0	0	0	10	134	228	320
			個人ホーム ヘルプ（区 分 4）	107	219	248	333	389	502	587	670
		I・III	第 4 条第 3 項第 4 号、第 5 号、第 6 号								
			区分 2 以上	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190
			区分 1 以下	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040
		II	第 4 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号								

5 対 1 相 当		区分 6	1, 375	1, 575	1, 626	1, 777	1, 878	2, 079	2, 230	2, 380
		区分 5	1, 423	1, 579	1, 617	1, 734	1, 812	1, 967	2, 083	2, 200
		区分 4	1, 267	1, 396	1, 428	1, 525	1, 589	1, 717	1, 813	1, 910
		区分 3	959	1, 064	1, 089	1, 168	1, 220	1, 324	1, 402	1, 480
		区分 2	963	1, 033	1, 050	1, 102	1, 137	1, 206	1, 258	1, 310
		区分 1 以下	199	263	279	328	360	424	472	520
	IV	個人ホーム ヘルプ（区 分 5）	0	0	0	0	0	0	29	110
		個人ホーム ヘルプ（区 分 4）	0	85	109	182	230	326	399	470
	II・ IV	第 4 条第 3 項第 4 号、第 5 号、第 6 号								
		区分 2 以上	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480
		区分 1 以下	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530
6 対 1		第 4 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号								
		区分 6	1, 757	1, 947	1, 995	2, 138	2, 233	2, 424	2, 567	2, 710
		区分 5	1, 806	1, 951	1, 987	2, 096	2, 168	2, 313	2, 421	2, 530
		区分 4	1, 650	1, 768	1, 798	1, 886	1, 945	2, 064	2, 152	2, 240
		区分 3	1, 319	1, 413	1, 437	1, 507	1, 555	1, 649	1, 720	1, 790
		区分 2	1, 312	1, 371	1, 387	1, 431	1, 461	1, 520	1, 565	1, 610
		区分 1 以下	558	613	626	667	694	749	790	830
		個人ホーム ヘルプ（区 分 5）	0	51	75	149	197	295	367	440

			個人ホーム ヘルプ（区 分４）	372	458	479	543	586	672	737	800
			第４条第３項第４号、第５号、第６号								
			区分２以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
			区分１以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
体 験			第４条第３項第１号、第２号、第３号								
			区分６	1,311	1,539	1,596	1,767	1,881	2,109	2,280	2,450
			区分５	1,216	1,397	1,443	1,578	1,668	1,849	1,985	2,120
			区分４	1,096	1,249	1,287	1,402	1,479	1,632	1,746	1,860
			区分３	729	859	891	990	1,055	1,185	1,283	1,380
			区分２	849	941	964	1,034	1,080	1,172	1,241	1,310
			区分１以下	0	0	5	70	114	200	265	330
			第４条第３項第４号、第５号、第６号								
			区分２以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190
			区分１以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040
外 部 サ ー ビ ス 利 用 型	4	XⅢ	第４条第３項第１号、第２号、第３号								
	対 1		区分２以上	1,383	1,461	1,480	1,538	1,577	1,654	1,712	1,770
	相 当		区分１以下	233	311	330	388	427	504	562	620
			第４条第３項第４号、第５号、第６号								
			区分２以上	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190	4,190
			区分１以下	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040
		XⅣ	第４条第３項第１号、第２号、第３号								

5 対 1 相 当											
		区分 2 以上	1, 184	1, 247	1, 263	1, 310	1, 342	1, 405	1, 453	1, 500	
		区分 1 以下	234	297	313	360	392	455	503	550	
		第 4 条第 3 項第 4 号、第 5 号、第 6 号									
		区分 2 以上	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	
		区分 1 以下	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	
6 対 1		第 4 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号									
		区分 2 以上	1, 508	1, 563	1, 576	1, 617	1, 644	1, 699	1, 740	1, 780	
		区分 1 以下	558	613	626	667	694	749	790	830	
		第 4 条第 3 項第 4 号、第 5 号、第 6 号									
		区分 2 以上	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	3, 480	
		区分 1 以下	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	2, 530	
体 験		第 4 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号									
		区分 2 以上	1, 047	1, 133	1, 155	1, 220	1, 264	1, 350	1, 415	1, 480	
		区分 1 以下	0	0	5	70	114	200	265	330	
		第 4 条第 3 項第 4 号、第 5 号、第 6 号									
		区分 2 以上	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	
		区分 1 以下	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	
日 中 サ ー ビ ス	3 対 1 相 当	Ⅴ・Ⅶ	第 4 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号								
			区分 6	1, 543	1, 765	1, 819	1, 986	2, 097	2, 318	2, 484	2, 650
			区分 5	1, 309	1, 487	1, 532	1, 665	1, 755	1, 933	2, 067	2, 200
			区分 4	1, 188	1, 339	1, 377	1, 489	1, 564	1, 714	1, 827	1, 940

ス 支 援 型			区分 3	1, 912	2, 010	2, 034	2, 108	2, 156	2, 255	2, 328	2, 400
		Ⅶ	区分 2	1, 696	1, 766	1, 782	1, 834	1, 869	1, 937	1, 989	2, 040
			区分 1 以下	627	694	710	761	794	860	910	960
		Ⅸ・ Ⅺ	個人ホーム ヘルプ（区 分 5）	128	125	124	121	119	177	269	360
			個人ホーム ヘルプ（区 分 4）	177	287	315	399	454	564	647	730
		V・	第 4 条第 3 項第 4 号、第 5 号、第 6 号								
		Ⅶ・									
		Ⅸ・ Ⅺ	区分 2 以上	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190
			区分 1 以下	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040
	4 対 1 相 当	Ⅵ・	第 4 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号								
		Ⅷ									
			区分 6	1, 555	1, 775	1, 831	1, 997	2, 108	2, 328	2, 494	2, 660
			区分 5	1, 309	1, 487	1, 532	1, 665	1, 755	1, 933	2, 066	2, 200
			区分 4	1, 188	1, 339	1, 377	1, 489	1, 564	1, 715	1, 828	1, 940
			区分 3	1, 820	1, 920	1, 945	2, 020	2, 070	2, 170	2, 245	2, 320
		Ⅷ	区分 2	1, 510	1, 585	1, 603	1, 659	1, 696	1, 770	1, 825	1, 880
			区分 1 以下	557	627	643	695	729	798	849	900
		Ⅹ・ Ⅻ	個人ホーム ヘルプ（区 分 5）	116	113	112	110	108	166	258	350
			個人ホーム ヘルプ（区 分 4）	177	287	315	398	454	564	647	730
			第 4 条第 3 項第 4 号、第 5 号、第 6 号								

	VI・								
	VIII・	区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
	X・	区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
	XII								
5 対 1		第4条第3項第1号、第2号、第3号							
		区分6	1,246	1,451	1,502	1,656	1,759	1,963	2,270
		区分5	1,202	1,365	1,404	1,525	1,606	1,768	2,010
		区分4	1,070	1,205	1,237	1,338	1,406	1,539	1,740
		区分3	1,609	1,695	1,717	1,781	1,825	1,911	2,040
		区分2	1,287	1,349	1,363	1,409	1,439	1,500	1,590
		区分1以下	536	591	604	645	673	727	810
		個人ホーム ヘルプ（区 分5）	104	101	100	99	97	94	92
		個人ホーム ヘルプ（区 分4）	162	158	157	225	273	367	439
		第4条第3項第4号、第5号、第6号							
		区分2以上	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
		区分1以下	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
体 験		第4条第3項第1号、第2号、第3号							
		区分6	1,189	1,394	1,446	1,601	1,705	1,911	2,220
		区分5	1,191	1,354	1,393	1,515	1,596	1,757	2,000
		区分4	1,070	1,205	1,238	1,338	1,405	1,539	1,740
		区分3	1,817	1,898	1,918	1,978	2,019	2,100	2,220

			区分 2	1, 613	1, 664	1, 677	1, 716	1, 742	1, 793	1, 832	1, 870
			区分 1 以下	698	749	761	798	824	874	912	950
			第 4 条第 3 項第 4 号、第 5 号、第 6 号								
			区分 2 以上	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190
			区分 1 以下	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040

備考

- 「級地」とは、事業所の所在の地域区分をいう。
- 「区分」とは、入居者の障害支援区分をいう。
- 「4 対 1」とは、入居者の利用するグループホームの世話人の配置基準をいい、常勤換算方法で、利用者の数を 4 で除して得た数以上世話人が配置されているものとして東京都知事または八王子市長に届け出たものをいう（「3 対 1」、「5 対 1」、「6 対 1」の意も同様）。
- 「体験」とは、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が認められた、体験利用をいう。

別表第 2（第 5 条関係）

夜間支援体制に対する助成

入居者 1 人当たりの日額単価

項目	基準額
夜間加算	991 円

別表第 3（第 6 条関係）

家賃助成

1 助成の内容

区分	入居者の所得額	助成額
1	月額 73, 000 円未満	家賃の全額 ただし、月額 24, 000 円を限度とする。 なお、法第 34 条第 1 項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記

		金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。
2	月額 73,000 円以上 97,000 円未満	家賃の半額 ただし、月額 12,000 円を限度とする。 なお、法第 34 条第 1 項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。

備考

- 1 所得額は、別表第 3 の 2 の家賃助成算定基準による。
- 2 月の途中において、グループホームの利用を開始し、または廃止した場合における当該月に係る助成額は、家賃の月額を基準として日割計算によるものと上記助成限度額を比較して低い額とする。

2 家賃助成算定基準

- (1) 所得額は、入居者の収入月額（収入として認定しないものに該当するものは除く。）から必要経費を控除した額とする。

- (2) 収入は、つぎのものをいう。

ア 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 26 条第 1 項に定める不動産所得、同法第 28 条第 1 項に定める給与所得および同法第 33 条第 1 項に定める譲渡所得

イ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 3 条第 2 項に定める公的年金給付

ウ 国および地方自治体が支給する各種手当、交通費給付

- (3) 収入として認定しないものは、つぎのものをいう。

地方公共団体またはその長が支給する福祉的給付金のうち、支給対象者 1 人につき 17,000 円以内の額（月額）

- (4) 必要経費は、つぎのものをいう。

ア 社会保険料

イ 所得税

ウ 地方税

エ 交通費

オ (2)の収入から(3)を差し引いた額を基に、別表第3の3の基礎控除額表により算出された額

3 基礎控除額表

(単位：円)

収入金額（月額）別区分	控除額
0～15,000	収入額と同額
15,001～15,199	収入額と同額
15,200～18,999	15,200
19,000～22,999	15,600
23,000～26,999	16,000
27,000～30,999	16,400
31,000～34,999	16,800
35,000～38,999	17,200
39,000～42,999	17,600
43,000～46,999	18,000
47,000～50,999	18,400
51,000～54,999	18,800
55,000～58,999	19,200
59,000～62,999	19,600
63,000～66,999	20,000
67,000～70,999	20,400
71,000～74,999	20,800
75,000～78,999	21,200
79,000～82,999	21,600
83,000～86,999	22,000
87,000～90,999	22,400

91, 000～94, 999	22, 800
95, 000～98, 999	23, 200
99, 000～102, 999	23, 600
103, 000～106, 999	24, 000
107, 000～110, 999	24, 400
111, 000～114, 999	24, 800
115, 000～118, 999	25, 200
119, 000～122, 999	25, 600
123, 000～126, 999	26, 000
127, 000～130, 999	26, 400
131, 000～134, 999	26, 800
135, 000～138, 999	27, 200
139, 000～142, 999	27, 600
143, 000～146, 999	28, 000
147, 000～150, 999	28, 400
151, 000～154, 999	28, 800
155, 000～158, 999	29, 200
159, 000～162, 999	29, 600
163, 000～166, 999	30, 000
167, 000～170, 999	30, 400
171, 000～174, 999	30, 800
175, 000～178, 999	31, 200
179, 000～182, 999	31, 600
183, 000～186, 999	32, 000
187, 000～190, 999	32, 400
191, 000～194, 999	32, 800
195, 000～198, 999	33, 200
199, 000～202, 999	33, 600

203, 000～206, 999	34, 000
207, 000～210, 999	34, 400
211, 000～214, 999	34, 800
215, 000～218, 999	35, 200
219, 000～222, 999	35, 600
223, 000～226, 999	36, 000
227, 000～230, 999	36, 400
231, 000～	収入金額が 231, 000 円以上の場合は、収入金額が 4, 000 円増加するごとに 400 円増加

別表第 4（第 7 条関係）

施設借上費の助成

基準額	摘要
月額 69, 800 円 ただし、家賃等の額が 69, 800 円を下回る場合は、当該家賃等の額とする。 なお、法第 34 条第 1 項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。	1 家賃等とは、入居者（精神障害者または第 2 条第 2 号イに規定する通過型に入居する知的障害者に限る。）の居住する居室の家賃、更新料および礼金をいう。 2 生活保護受給者については、住宅扶助を除く。

備考 月の途中において、グループホームの利用を開始し、または廃止した場合における当該月に係る助成額は、家賃等の月額を基準として日割計算によるものと上記助成限度額を比較して低い額とする。

別表第 5（第 8 条関係）

通過型に対する助成

1 通過型（運営費）加算

入居者 1 人当たりの日額単価

項目	基準額
通過型加算	926 円

2 通過型（施設借上費）加算

基準額	摘要
月額 69,800 円 ただし、家賃等の額が 69,800 円を下回る場合は、当該家賃等の額とする。 なお、法第 34 条第 1 項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。	1 家賃等とは、入居者（精神障害者または第 2 条第 2 号イに規定する通過型に入居する知的障害者に限る。）の居住する居室もしくは退去した居室または交流室の家賃、更新料および礼金をいう。 2 生活保護受給者については、住宅扶助を除く。

備考 月の途中において、グループホームの利用を開始し、または廃止した場合における当該月に係る助成額は、家賃等の月額を基準として日割計算によるものと上記助成限度額を比較して低い額とする。ただし、交流室については、この限りでない

別表第 6（第 9 条関係）

精神科医療連携体制に対する助成

入居者 1 人当たりの日額単価

項目	基準額
精神科医療連携体制加算	330 円

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

家賃助成申請書

練馬区長 殿

受給者証番号
申請者（本人）
〒
住 所
氏 名

障害者グループホームの家賃助成を受けたいので、つぎのとおり申請します。

グ ル ー プ ホ ー ム 名	名 称		運営主体	
	所在地	〒 —	入居 年月日	年 月 日
収 入 状 況 等	収 入 額 (月 額)		控 除 額 (月 額)	
	給 料	円	社会保険料	円
	時間外勤務 手当	円	所得税 住民税 交通費 基礎控除	円 円 円 円
	通勤 手当	円		
	() 手当	円		
	() 手当	円		
	賃 金	円		
	授 産 工 賃	円		
	交通費補助	円		
	障害基礎年金	円		
その他 () 賞与 (支給額を支給期間 月数で割ること) 福祉的給付金 () 手当 () 手当 上記のうち、収入と して認定しない額	円 円 円 △ 円			
収入額計 (a)	円	控除額計 (b)	円	
家 賃 (月 額)		円	所得額 (a-b)	円

第2号様式（第10条関係）

家賃助成承認・不承認通知書

年 月 日

受給者証番号

様

練馬区長



障害者グループホームの家賃助成について、つぎのとおり 承認・不承認 したので通知します。

グ ル ー プ ホ ー ム	名 称	
	所在地	
	入居年月日	年 月 日
	運営主体	
家賃月額		円
家賃助成額		円
家賃助成期間		年 月 日 ～ 年 月 日
理 由 (不承認の場合)		
備 考		1 月の途中でグループホームに入居し、または退去した月については、入居し、または退去した日を含めて、家賃月額を基準にして日割り計算により助成します。 2 家賃月額が変更されたときには、助成額も変更される場合があります。 3 助成金は、申請人本人名義の口座に振り込みます。

第3号様式(第10条関係)

家賃助成金請求書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、 年 月分の練馬区障害者グループホーム家賃助成金として上記金額を請求します。

内訳.....
.....
年 月 日

練馬区長殿
住所

氏名.....
電話() —

なお、請求金額は、下記の振込口座に振り込んでください。

振込口座

フリガナ																			
口座名義																			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農 協 支 店																		
金融機関コード						—													
預金種別	1 普 通 2 当 座 3 その他()																		
口座番号																			

- ※お願い
- 1 金額頭部には、必ず¥の記号を付けてください。
 - 2 振込口座の口座名義欄には、必ずフリガナを記入してください。
 - 3 金融機関コードは、記入不要です。
 - 4 預金種別は、該当するものを○で囲んでください。
 - 5 口座名義および口座番号は、正確に記入してください。
 - 6 口座名義は、請求者本人のものを記入してください。

都 加 算 請 求 書
(共同生活援助)

年 月 日

(請 求 先)

練馬区長

殿

下記のとおり請求します。

請求事業者	法人住所 (所在地)	
	法人名称	
	代表者 職・氏名	印

事業所	指定事業所番号																			
	事業所 名 称																			
	類型																			
	地域区分																			
	人員配置区分																			
	精神科医療連携体制加算																			

サービス提供月					年				月分
---------	--	--	--	--	---	--	--	--	----

明細書件数	
-------	--

請求金額				百万				千				円
------	--	--	--	----	--	--	--	---	--	--	--	---

請求担当者	氏名	
	連絡先	

第2号様式（第10条関係）

第 3 号様式（第 10 条関係）

第 4 号様式（第 10 条関係）